平成２９年（フ）第２０３５号
名古屋市昭和区川原通７丁目15番地の２　レジデンス川原203号、従前の住所名古屋市昭和区安田通４丁目７番地　エミービル402号
債務者　クリーニング近藤こと　近藤　清澄
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０３６号
名古屋市昭和区川原通７丁目15番地の２　レジデンス川原203号、従前の住所名古屋市昭和区安田通４丁目７番地　エミービル402号
債務者　近藤千枝子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０８７号
愛知県あま市七宝町桂角田37番地　サンハイツ201号
債務者　横井　　文（旧姓山岸・比嘉）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１３６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字上之坪426番地の44
債務者　平野　光子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２２０号
札幌市東区北41条東５丁目２番29号　アライアンスシティ306号
債務者　加賀谷洋子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２３１号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目２番地20
債務者　齊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６５号
札幌市中央区南15条西19丁目４番20―303号
債務者　今瀧　彩乃
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０１号
札幌市南区真駒内本町７丁目７番27号　さっけんパレス203号
債務者　斎藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２１号
札幌市北区屯田３条２丁目２番35号
債務者　佐藤　美久
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２２号
札幌市北区屯田３条２丁目２番35号
債務者　佐藤　咲貴
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７６号
群馬県伊勢崎市連取町1538番地　メゾン・ド・プロヴァンス301
債務者　中島聖一郎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３１号
群馬県前橋市富士見町原之郷855番地１　メゾンシュクレ　アン　105号
債務者　井野麻衣子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
群馬県前橋市問屋町２丁目８番地３　ダイアパレスピュアステージ新前橋　603号
債務者　清水　晴子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７７３号
川崎市中原区上丸子天神町361番地　シェルハウス　103
債務者　深谷　実知
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２３０号
京都市右京区西院高田町24番地　パデシオン西院905号室
債務者　田中れいか
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７５号
京都市南区久世殿城町546番地１　スリーメープル105号
債務者　服部　美枝（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係